

平成 21 年 3 月 9 日

附属図書館長決裁

大塚金之助関係資料取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この規定は、一橋大学附属図書館(以下、「図書館」という。)が所蔵する大塚金之助関係資料の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開)

第 2 条 同資料は一般の利用に供するものとする。ただし次条に掲げる場合には、この限りでない。

(利用の制限)

第 3 条 附属図書館長(以下、「館長」という。)は次に掲げる範囲内で、同資料の一般の利用を制限することができる。

一 当該資料(その作成又は取得の日に属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 30 年を経過していないものに限る。)に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

イ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。
- (3) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係わる情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係わる部分。

ロ 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- (2) 本学の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

二 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

三 当該資料の原本を利用に供することにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合、又は図書館において当該原本が現に使用されている場合(図書館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む。)において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

2 当該資料(その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものを除く。以下この条において同じ。)に前項第1号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合には、館長は別表に掲げる範囲内で、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。

3 当該資料に第1項第1号ロに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該情報が次に掲げるものであると認められるときは、館長は、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限することができる。

一 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれのあるもの。

二 営業秘密(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に規定する営業秘密をいう。)であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの(当該情報が記録されている当該資料の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して80年を経過していないものに限る。)

(利用者の責任)

第4条 利用者は、同資料に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(閲覧・貸出)

第5条 「一橋大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料取扱要領」3(4)、及び「一橋大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料の利用に関する細則」第3条、第4条、第9条に準ずる。

(複製)

第6条 「一橋大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料取扱要領」3(5)、及び「一橋大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料の利用に関する細則」第5条～第7条、第10条に準ずる。

(展示)

第7条 館長は、同資料を一般の観覧に供するため、館内等においてこれを展示することができる。

(保存措置)

第8条 「一橋大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料取扱要領」5に準ずる。

別表（第3条関係）

一般の利用を制限する資料に 記録されている情報	該当する可能性のある情報の 類型の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害 その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴	80年以上

備考

- 1 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、資料に記録されている情報に対するこの表の適用にあたっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 2 経過年数とは、当該情報が記録されている資料の作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。